

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	社会福祉施設職員研修事業費	事業開始年度	昭和49年度	
団体名	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	社会福祉法第92条により地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保等のために必要な措置を講ずると定められており、また、同法第110条で都道府県社会福祉協議会が社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を行うこととされていることから、事業を実施する県社会福祉協議会に補助金を支出するものである。			
委託料・補助金等の 用途 (平成22年度分)  ※委託料は設計ベースのため、前頁の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内 補助金等	費目	概要	金額
		報酬	研修講師への報酬	5,584千円
		需用費	消耗品、印刷製本費	522千円
		役務費	通信運搬費、	369千円
		その他	講師旅費、賃借料、管理費	4,583千円
		人件費	研修担当者人件費	9,308千円
	委託料・補助金 総額			20,366千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要	社会福祉協議会は、社会福祉法によりその目的や役割が規定された、地域福祉を推進する公共性の高い民間団体(社会福祉法人)で、都道府県社会福祉協議会は、全国の各都道府県に一組織が設置されている。 活動概要は、地域で抱えている様々な福祉問題を、県社会福祉協議会が持つ行政・ボランティア・NPO・市民活動団体などへの幅広いネットワークを活用してその解決を図り、住民が安心して生活できるまちづくりを行うこととしている。									
	基本財産	3,000 千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	県出資金	0 千円		役員	1	1	14	0	3	1
出資比率	0 %	職員		22	1	30	0			

団体の収入概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)
	国からの財政支出金	0千円	別紙のとおり
	県からの財政支出金	351,670千円	
	市町村からの財政支出金	0千円	
	委託料・指定管理料	0千円	
	補助金	0千円	
	その他	0千円	
その他	627,465千円		
総計	979,135千円		

団体の支出概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)
	事業費	219,197千円	別紙のとおり
	管理費	992,021千円	
	人件費	266,641千円	
	総計	1,477,859千円	

利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度	△498,724千円	別紙のとおり
---------------------	--------	------------	--------

【別紙】 平成22年度 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 収入支出決算

(単位:円)

勘定科目	会 計									計	備考 (対象団体シート における項目)	
	一般会計	生活福祉資金 特別会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金特別会計	生活福祉資金 貸付事務費 特別会計	臨時特例 つなぎ資金 特別会計	公益事業 特別会計	介護福祉士等 修学資金貸付事業 特別会計	収益事業 特別会計				
収入												
会費収入	25,624,595									25,624,595	その他	
寄附金収入	2,316,792									2,316,792	その他	
分担金収入	47,604,900									47,604,900	その他	
経常経費補助金収入	160,866,000			51,529,000		20,366,000	1,785,000			234,546,000	県からの財政支出金	
助成金収入	9,352,900									9,352,900	その他	
受託金収入	76,091,618					41,032,450				117,124,068	県からの財政支出金	
貸付事業等収入		93,268,861								93,268,861	その他	
事業収入	41,233,000	18,201,692			7,516,110	90,642,040		8,480,603		166,073,445	その他	
共同募金配分金収入	7,044,000									7,044,000	その他	
負担金収入	8,110,600									8,110,600	その他	
雑収入	886,809							9		886,818	その他	
受取利息配当金収入	1,611,770	11,157,378					1,367,146			14,136,294	その他	
会計単位間繰入金収入	12,906,069			14,811,613						27,717,682	その他	
会計単位外長期借入金収入			12,274,475							12,274,475	その他	
経理区分間繰入金収入	51,802,312					1,347,150				53,149,462	その他	
積立預金取崩収入	43,500,000	100,000					115,000,000			158,600,000	その他	
繰越金								104,807		104,807	その他	
長期運営資金借入金収入				1,200,000						1,200,000	その他	
合計	488,951,365	122,727,931	12,274,475	67,540,613	7,516,110	153,387,640	118,152,146	8,585,419		979,135,699		
支出												
人件費支出	176,889,076			23,654,041	2,683,687	58,567,330	2,676,975	2,169,796		266,640,905	人件費	
事務費支出	26,117,127			5,775,333	335,735	17,926,298	241,936	26,347		50,422,776	管理費	
事業費支出	123,330,560			31,330,599	704,700	58,152,076	24,985	5,654,384		219,197,304	事業費	
貸付事業等支出	1,532,911	552,925,404	11,064,125	4,244,000	13,240,000		88,790,000			671,796,440	管理費	
助成金支出	28,016,568									28,016,568	管理費	
負担金支出	15,931,680			300,000						16,231,680	管理費	
経理区分間繰入金支出	51,802,312					1,347,150				53,149,462	管理費	
会計単位間繰入金支出		14,811,613		1,036,640		11,345,445		523,984		27,717,682	管理費	
固定資産取得支出及び繰入支出	890,810									890,810	管理費	
積立預金積立支出	59,974,923	4,084,210					65,000,000			129,059,133	管理費	
会計単位外長期貸付金支出		12,274,475								12,274,475	管理費	
流動資産評価減による資金減少額等		100,000								100,000	管理費	
返還金支出						1,162,065				1,162,065	管理費	
その他の支出	1,200,000									1,200,000	管理費	
合計	485,685,967	584,195,702	11,064,125	66,340,613	16,964,122	148,500,364	156,733,896	8,374,511		1,477,859,300		
当期収支差額	3,265,398	461,467,771	1,210,350	1,200,000	9,448,012	4,887,276	38,581,750	210,908		498,723,601		

## **参考** 社会福祉法（抜粋）

### （国及び地方公共団体の措置）

第九十二条 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

#### (都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
  - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
  - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。